令和6年8月通常議会

施設常任委員会所管事務調査

大津市景観計画ガイドライン（公共サイン編）素案について

令和6年9月17日

都市計画部　都市計画課

大津市景観計画ガイドライン（公共サイン編）素案について

大津市景観計画ガイドラインの構成

現行の大津市景観計画ガイドラインを継承しながら、第２次大津市景観計画で新たに設けた制限の内容について適宜追加しました。

【第2次大津市景観計画ガイドライン　冊子構成】

現行		変更後		
1	手続編	1	手続編	
2	景観地域基準編	2	景観エリア基準編	
		3	景観重点地区基準編	新設
3	湖岸軸基準編	4	湖岸軸基準編	
4	眺望景観基準編	5	眺望景観基準編	
-	-	6	公共事業編	新設（既存の『公共事業景観形成ガイドライン』を統合）
-	-	7	公共サイン編	新設
5	都心景観路編	8	都心景観路編	

大津市景観計画ガイドライン（公共サイン編）素案について

本市における公共サインの現状

サインデザインの不統一

サイン情報の未更新

掲出効果の低いサイン

メンテナンス不足

景観阻害

「都市美観の形成」に配慮した公共サイン設置のため、景観計画ガイドライン（公共サイン編）を作成

目次構成（案）

第１章 総論

1-1　はじめに
1-2　公共サインの種類
1-3　適用範囲
1-4　課題
1-5　基本方針

第２章　設置指針

2-1　サイン設置の原則
2-2　再配置の考え方
2-3　配置の考え方
2-4　表示板面の考え方
2-5　情報表示の考え方
2-6　仮設サインの設置ルール

第３章　管理指針

3-1　維持管理の考え方
3-2　管理台帳の活用

第４章　資料編

4-1　標準デザイン
4-2　ピクトグラム一覧
4-3　日英対応翻訳表

総論

第１章

1-1. はじめに

ガイドライン策定の背景と目的

景観計画における本ガイドラインの位置づけや、ガイドラインの目的を記載

市全体として統一した指針が定められておらず、統一性のないものや管理が不十分なものが散見される状況にあることから、サイン設置の基本方針や設置指針、維持管理に関する統一的なルールを定めることで、サイン機能の向上や良好な景観形成を図ることを目的とする。

ガイドラインの使い方

本ガイドラインの活用方法について記載

企画 ▶ 製作 ▶ 管理

第１章「総論」

第２章「設置指針」
第４章「資料集」

第３章「管理指針」

公共サインとは

本市をはじめ、滋賀県、国が案内・誘導、利用案内、注意喚起、啓発など移動の円滑化や利便性、安全性の向上などを目的に道路や公園、河川などの公共施設に設置する屋外広告物をさします。

大津市景観計画ガイドライン（公共サイン編）素案について

OTSU 大津市 Lake Biwa

総論　第１章

1-2. 公共サインの種類

公共サインの機能別に６種に分類

（１）案内サイン

（２）誘導サイン

（３）記名サイン

（４）説明サイン

（５）規制サイン

（６）啓発･広報サイン

総論

第１章

1-3. 適用範囲

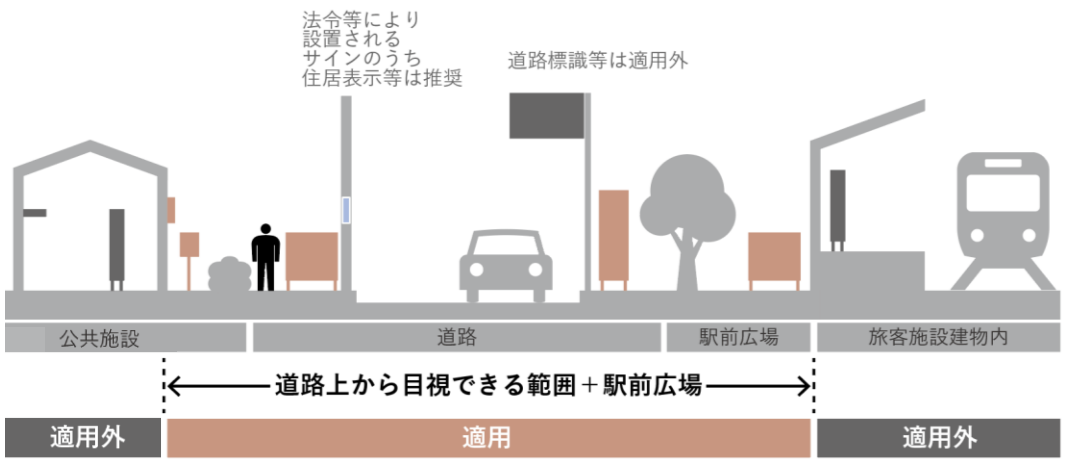

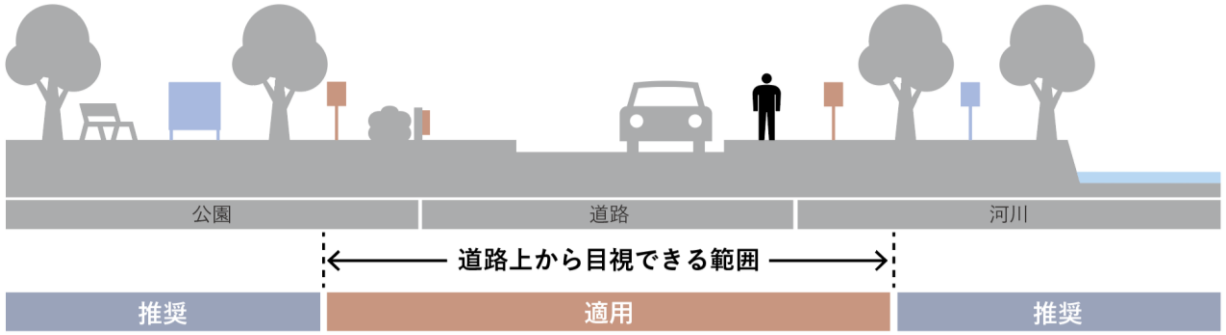

総論　第１章

1-4. 課題

「機能上の課題」と「景観上の課題」に分類

サインデザインの不統一

・種類、整備主体、整備時期等により、掲出情報やサインデザインの整合性がとれておらず、情報を認識し難い。
・情報量が多いものや、視認性が悪いものは、内容が分かりにくい。

サイン情報の未更新

・表示情報が更新されておらず、案内誘導機能が低下している。
また、観光客等利用者は適切な情報が読み取れず、回遊性が低下する。

掲出効果の低いサイン

・長期間放置され、啓発効果が低下している。
・掲示することによる啓発の効果が不明である。
・サインにより死角が生まれる場合がある。

大津市景観計画ガイドライン（公共サイン編）素案について

OTSU 大津市 Lake Biwa

総論　第１章

メンテナンス不足

・経年劣化により、退色・破損し、美観に悪影響を及ぼしている。

仮設サインによる景観阻害

・放置された仮設サインが散見され、経年劣化により景観を阻害している。

サインデザインが周辺景観を阻害

・派手な色彩や、版面や文字の大きすぎるサイン等が景観を阻害している。

総論　第１章

1-5. 基本方針

ガイドライン策定の目的や課題を踏まえた、基本方針を記載

1　誰にでも伝わるサイン

ユニバーサルデザインの考え方に基づき、適切な配置や表現、また多言語表記やピクトグラム等の基本的な考え方を示し、誰にとっても分かりやすいサインとします

2　景観に調和するサイン

本市の都市景観、自然景観、歴史景観に配慮した統一性のあるデザインとします

3　適切な維持･管理

管理台帳の設定、常設や仮設サインのメンテナンスの考え方を整理し、機能・美観・安全を維持し続けるサインを目指します

大津市景観計画ガイドライン（公共サイン編）素案について

OTSU 大津市 Lake Biwa

設置指針　第２章

2-1．サイン設置の原則

サイン設置検討時に意識すべき３つの原則を記載

1　必要性を検討する

・計画段階で必要性や効果を十分検討する　　・不要なサインは設置しない

2　常設サインを基本とする

・良好な景観形成と維持管理に配慮し、耐久性のある常設サインを計画的に設置する

3　仮設サインは原則設置しない

・局所的かつ緊急的に発生した問題や事象に対処する場合のみ一定期間に限り設置できる

・一時的な事象に対する注意喚起

・常設サイン設置までの暫定設置

・庁舎等に設置する祝賀や啓発情報

・イベントや地域の祭りの告知

大津市景観計画ガイドライン（公共サイン編）素案について

設置指針　第２章

2-2. 再配置の考え方

設置したサインの見直し時に検討すべき内容を記載

・恒久的な情報が仮設サインの場合、常設サインに切り替える

・効果の低いサインは撤去を検討

2-3. 配置の考え方

動線や目線の高さを考慮した設置位置や、建築物との一体化など、ユニバーサルデザインや景観に配慮した配置方法について記載

・誰にとっても見やすい高さ

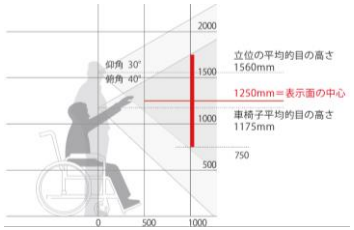

・建築物や工作物の意匠を損なわないデザイン

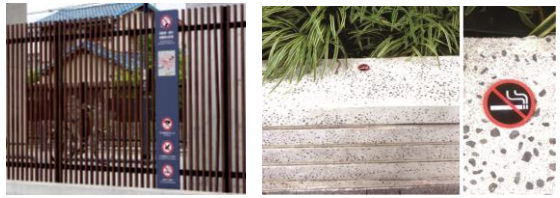

・複数サインの集約化

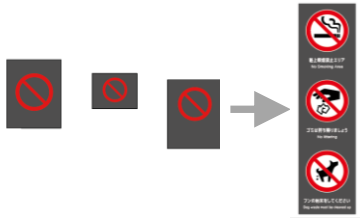

設置指針　第２章

2-4. 表示板面の考え方

形状・素材・配色など、整備検討時の表示板面の考え方について記載

・水平垂直でシンプルな形状とし、周辺景観との調和を図る

・適切な維持管理のため耐久性に優れた素材を使用

・景観への調和と色覚多様性に配慮した配色を検討

・地色は景観への調和を考慮し、低彩度の落ち着いた色を選択する　（原則白色は地色に使用しない）

■ 推奨する地色

	使用箇所	基本色
地色の色彩	都市部のサイン	ダークグレー 日塗工番号：N-40（5分艶） マンセル値：N4.0（5分艶）
	自然景観や歴史景観との調和を図る場合	ダークブラウン 日塗工番号：15-30B （ 5分艶） マンセル値：5YR3/1（5分艶）
	地色に白系を使用する場合	ホワイト 日塗工番号：N-85～90 （5分艶） マンセル値：N8.5～N9.0（5分艶）

■ 明度差を確保した地色と図色の対比例

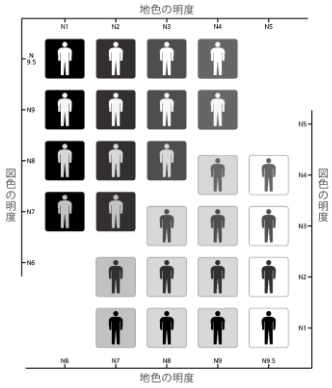

出典：「ひと目でわかるシンボルサイン」
（平成13年12月、公益財団法人 交通エコロジー・モビリティ財団）

■ 見分けにくい色の
組み合わせ（一部抜粋）

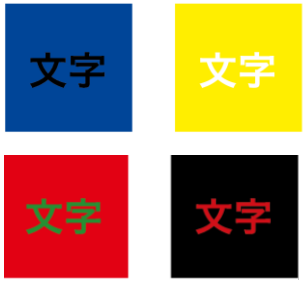

設置指針

第２章

2-5. 文字・ピクトグラムの考え方

多様な利用者を想定した、多言語表記・書体・ピクトグラムの活用など情報伝達のための要点を記載

・原則２ヵ国語表記（日本語・英語）とする

・高齢者や弱視者に配慮し、誰にでも判読しやすいように、視認距離に応じた文字サイズの設定を行う

・視認性や判読性を考慮して設計されたUD（ユニバーサルデザイン）書体を使用する

・文字情報は端的にわかりやすい表現とし、ピクトグラムを活用し、直感的な情報伝達を促す

■ 基準書体（一部抜粋）

A-OTF UD新ゴ NT Pro

B あいうえおかきくけこアイウ
大津市役所

DB あいうえおかきくけこアイウ
大津市役所

A-OTF UD黎ミン Pro

EB あいうえおかきくけこアイウ
大津市役所

B あいうえおかきくけこアイウ
大津市役所

・情報を直感的に伝えるためピクトグラムを活用

一次情報/ピクトグラム
● 直感的に伝える
（大きく目を引く）

二次情報/文字情報
● 補完的に伝える
（端的でわかりやすい）

設置指針　第２章

2-6. 仮設サインの設置ルール

仮設サインを一時的に掲出する場合の設置条件を記載。設置方法は、立て看板やのぼりなど看板の種類ごとに設定する。

設置条件

- ■ 設置可能な情報　…　一時的な情報（注意喚起、イベント会場への案内等）
- ■ 設置期間　…　原則３ヶ月以内
- ■ 設置場所　…　周辺景観や眺望の妨げとならず、歩行者や自動車の妨げとならない場所
- ■ 設置方法　…　看板の種類ごとにルールを設定

【立て看板】

定　義	：木製等の簡易な仕様による耐候性の低い看板を金具などで工作物や地面に簡易に固定するもの。
色　彩	：使用する色はイベント告知は３色以下とし、それ以外にあってはピクトグラムを除き２色以下とする。
設置方針	：道路上や通路では周辺から死角にならない幅や高さとする。（例：電柱より狭い幅、人が隠れられない幅と高さ）
その他の設置ルール	：原則として本章の基本ルールを遵守する。
設 置 例	：一時的な注意喚起等。

【のぼり、バナー】

定　義	：細長い旗を竿や支柱等につけて掲出するもの。
色　彩	：白色を含む３色までとする。
設置方針	：相互間距離５m以上とする。（路肩から5m以上の場所に設置する場合を除く）
その他の設置ルール	：シンプルかつ効果的なデザインや配置とする。
設 置 例	：市民祭り等の全市的または地域イベントの告知。

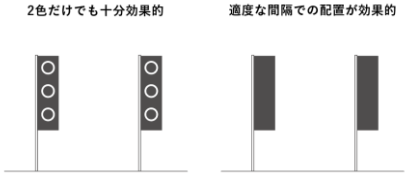

【幕（フレームあり）】

定　義	：壁面若しくは柱体部に設置された定着用フレームに掲出するもの。
色　彩	：地色の色彩は白色を原則とする。使用可能な色彩は、白色を含む３色までとする。
設置方針	：掲出にあたっては、建築物及び工作物等の意匠を損なわないようにする。
その他の設置ルール	：原則として本章の基本ルールを遵守する。
設 置 例	：全市的イベント告知・祝賀情報・啓発等。

管理指針

第３章

3-1. 維持管理の考え方

サインの機能維持や景観阻害を防止するための管理に関する考え方を記載

・街の美観を損ねないよう、定期的に表面のチェックや清掃・点検・修繕を行う。

・筐体部の傷や塗装の剥がれ・腐食・退色等の劣化を確認した場合などは、速やかに対応する。

3-2. 管理台帳の活用

管理状況を共有・視覚化し、適切な維持管理を行うための管理台帳の活用方法や台帳例を掲載

・台帳を活用し、整備後の点検や清掃、更新等の履歴を整理し、適切に維持管理が行われているか確認する。

管理台帳例 ▶

大津市景観計画ガイドライン(公共サイン編)素案について

OTSU 大津市 Lake Biwa

資料集　第４章

4-1. 標準デザイン

サインの種類ごとのガイドライン指針に基づいた参考図を掲載
参考図とあわせて標準仕様も記載することで、サイン整備企画段階でイメージし易いものとする

（1）案内サイン
（2）誘導サイン
（3）記名サイン
（4）説明サイン
（5）規制サイン

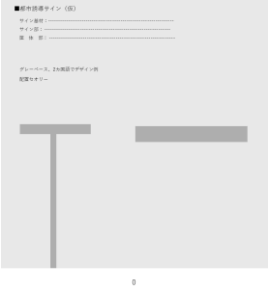

4-2. ピクトグラム一覧 ・ 4-3. 日･英対応翻訳表

JIS規格のピクトグラム一覧や日・英対応翻訳表を掲載

■ ピクトグラム一覧（一部抜粋）

■ 日・英対応翻訳表（一部抜粋）

歩きタバコ禁止	No smoking while walking
犬の放し飼い禁止	Dogs must be on leash
犬の放し飼いは条例により禁止されています	Unleashed dogs prohibited by Law
飲食禁止	No eating or drinking
お静かに	Keep quiet
禁煙	No smoking
商行為禁止	No soliciting or commercial activity
大音量の音出しの禁止	No loud noise